

令和 7 年第 4 回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和 7 年 12 月 8 日（月曜日）第 1 号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 2 号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定について

議案第 3 号 砂川市旧学校施設使用条例の制定について

議案第 7 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 5 号 砂川市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 13 号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第 11 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 沢田広志君
委員 是枝貴裕君
山下克己君
鈴木伸之君
武田真君
小黒弘君

副委員長 伊藤俊喜君
委員 石田健太君
高田浩子君
水島美喜子君
辻勲君

（議長 多比良和伸）

○欠席委員（1名）

委員 中道博武君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	飯澤	明喬	彦博久
砂川市教育委員会教育長	垣板	一	
砂川市監査委員	中村		

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長	井 上	守 樹	
総務部長者	三 橋	二郎	
会計部審議監	安 原	也	
総務部課長	岩 間	学	
市政公室課長	遠 藤	樹	
策調整課長	安 武	博	
D X 推進課長	渡 口	茂	
会計課長	谷 田	一	
市民部長	堀 藤	修	
市民生活課長	伊 藤	史	
税務課長	齊 藤	秀	
保健福祉部長	畠 山	雄	
社会福祉課長	谷 地	哲	
子育て支援課長 兼子ども家庭センター所長	作 田	也	
介護福祉課長	斎 藤	希	
ふれあいセンター所長	佐 藤	子	
子ども通園センター所長	東 海	朗	
経済部長	野 田	孝	
商工労働観光課長	阿 櫻	勉	
商工労働観光課副審議監	田 山	明	
農政課長	奥 藤	也	
建設部長	斎 中	喜	
土木課長	馬 本	史	
都市計画課長	岡 場	幸	
建築住宅課長	朝 日	二	
病院事務局長 兼附属看護専門学校事務管理者		裕	
		紀	博

病院事務局次長 兼医師診療支援室副審議監 兼附属看護専門学校副審議監	為国泰朗
病院事務局審議監長 兼管理課長	倉島久徳
管理課副審議監	和田忠成
経営企画課長	堀下直樹
経営企画課副審議監	阿部雅和
医事課長	川端祥子
地域医療連携センター副センター長 兼がん相談支援センター副センター長	大坂衣里
教育研修センター副センター長	森田康晴
3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者	
教育次長	玉川晴久
指導参事	神島亘基
教育委員会技監	徳永敏宏
学務課長	早川浩司
学校再編課長	篠崎強
社会教육課長 兼公民館長	名久井淳
スポーツ振興課長	小島武史
図書館長	工藤雅子
学校給食センター所長	上山哲広
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者	
監事務局長	下道くみこ
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者	
選挙管理委員会事務局長	三橋真樹
選挙管理委員会事務局次長	岩間賢一郎
6. 砂川市農業委員会会长の委任を受け説明のため出席する者	
農業委員会事務局長	野田勉
農業委員会事務局次長	奥山雅喜
7. 本委員会の事務に従事する者	
事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開会 午後 1時40分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には沢田広志委員、同副委員長には伊藤俊喜委員を指名します。

休憩 午後 1時41分

[委員長 沢田広志君 着席]

再開 午後 1時42分

○委員長 沢田広志君 議事に入る前に、本委員会には中道博武委員が欠席していますので、ご報告申し上げます。

◎開議宣告

○委員長 沢田広志君 直ちに議事に入ります。

○委員長 沢田広志君 本委員会に付託されました議案第2号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定について、議案第3号 砂川市旧学校施設使用条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算の9件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて債務負担行為補正及び歳入の審査の順で行い、審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第2号 砂川市立義務教育学校施設使用条例の制定についての審査に入り

ます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 使用条例の質疑を行いますけれども、これはまず第2条、使用可能な学校施設と、その2項の中に教室、特別教育という形が入っているんですけれども、これは具体的に特に教室、特別教室というときのその具体的な事例はどんなことを予測されて使用できるようにしているということなんでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 第2条関係の第2項の教室、特別教室の具体的な事例ということでご質問があったかと思うんですけども、教室については基本的には社会教育活動の場という位置づけにはなってございますが、例えば学校に団体さんが来て教室で歌の練習をするだとか、そういった場合については放課後だとかにそういう団体さんが来られて、小学校の何年生からそういうのをちょっと伝えていきたいだとか、そういった場合については学校長の判断と、それから教育委員会の判断の下で教室のほうで使っていいよという状況になろうかと思います。特別教室については、正直今までそんなに使われている活用事例は確かにないんですが、今後においても様々な社会教育活動という部分がもし出てきた場合について使えませんということにはならないと思いますので、そういった場合についても柔軟に対応できるようにこういう部分についても項目として入れさせていただいている状況でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そもそもなんですよね。これは新しい学校じゃないですか、義務教育学校。市内に1校の新しい学校が今後できるということですよね。今までの社会教育に使う教育施設というのはある程度何か所かに分かれています、例えば場所が近かったりとか、学校区の中で一般の市民、あるいはPTAの方々が使うのにはちょうどいいかなというのが本来は基本的な考えだったんじゃないかなと私は思うんです。今この義務教育学校は1校になってしまって、だとすればやはり教育施設としてもっと大事にしたほうがいいんじゃないかなと実は思っていて、ほかに例えばスポーツ関係だったら総合体育館があるし、海洋センターがあるし、それから社会教育的にいえば公民館があるし、あるいはゆうがあつて、すないるがあつてと、こういう今の状況から考えていくと、校区も1つしかなくなるわけです。そうなったときにこういう形で使っていくということがどうなんだろうというのが基本的にあって、本当にそのニーズがたくさんあるのならまだしもなんですけれども、特に特別教室だとか教室ということになっていくと中に入っていくことになるわけですね。みんなきちんと許可を得る人たちだから不審者なんていうことにはならないとは思うんですけども、そういうところがかなり義務教育学校でもこうやって貸すことによって、ニーズが本当にあるということを思っての条例制定なのかどうかというところを改めてお

伺いしたいなと思います。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 教室等の利用のニーズという部分かと思いますが、過去、今現在においてもそんなにたくさん使われているという状況は確かにございません。ただ、1校になったからといって、地域との協働というか、地域に開かれた学校という状況も今言われている中で、全く教室も特別教室も何も貸さないという状況にはならないとも考えていますし、地域の方が授業等でもお手伝いで入ってきたりしている今の状況、昔とやはり違いました、家庭科の指導をするのに地域の方が入ってきたりだと、そういった状況もありますので、やはり教室とか特別教室というのも今後も利用はあるとは考えてございますので、今回の条例にも入れさせていただいている状況でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 使用対象者なんですけれども、市内に居住する5人以上の団体、グループ、この5人以上と決めたという、その根拠なんですけれども、ここはどうしてこういうことにしたんでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 人数の決めということでございますが、基本的に公民館のサークル活動を行っている団体の人数が5名以上の団体という位置づけで、今回この人数で記載をさせていただいているという状況でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは教育施設、砂川学園の開放ということにつながっていくということなんだと思うんですけれども、これというのはやはり教育施設、基本的にそういう方向性を持っていくというのが今どきの学校ということなのかなんです。もっと教育施設を大事にしたほうがいいと、子供たちのための教育施設に絞り込んでも私はもういいんじやないかと、ほかにきちんと施設があるんだからというのが思いとしてあるんです。あえてこうやって一般の方々に使ってもらわなければならぬような何か状況はあるのかなと思うたりもしているんですけども、ここは何を基にこういう条例をつくっていこうとする考え方になるんでしょう。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 基本的には体育館等々については一般的なサークル、団体さん等も活用しますし、それに付随した形で一般の方の、スポーツをしていない方の部分ということになると教室だとか、特別教室だとか、その他の部分になってくるのかなとは思っていますし、今の学校の利用のスタンスとしては、社会教育活動としては義務教育学校とっても引き続き同じような活動ができる形で進めると考えてございましたので、今回このような条例になってございます。

○委員長 沢田広志君 暫時休憩を取ります。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時56分

○委員長 沢田広志君 休憩中の会議を始めます。

小黒弘委員の質疑を求めます。

○小黒 弘委員 本当に新しい学校を大事に、これをもう一回建て直すことはなかなかないんだろうと思うぐらいにやはり教育施設としてすごく大事な建物だと私は思っているんです。だから、5名以上だったら基本的に委員会の許可があれば誰でも貸すみたいな状態、すごくオープンな状態になっていくんだろうと思うんですけども、極端に言えば第9条の使用料の減免というところがありますよね。この減免をするような団体さんだけでも私は十分ではないかなと実は思っていて、それよりもやはり今あるそれぞれの施設を積極的に活用していただいて、この義務教育学校、砂川学園というのは本当に子供たちの教育のための施設という方向性を出されなかったのは何でなんだろうなと、そこが基本的に、ちょっと総括質疑っぽいんですけども、今お伺いしたいところです。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 総括的な考え方ということでございますが、趣旨にもちよつと書いてはいるんですけども、基本的には学校教育に支障のない範囲の中で社会教育活動の場として使用に供するということを踏まえながら、先ほど地域という部分もお話をさせていただきましたが、コミュニティスクール、CSと呼ばれるものやPTAさん等々もいらっしゃいますので、そういった社会教育活動的な部分も今後多く開かれると、使われる場にも少しあなたくる可能性もありますので、先ほど言ったように学校教育に支障のない範囲で教室等々を活用できるように考えていきたいなと考えております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市旧学校施設使用条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山下委員。

○山下克己委員 先ほどの議案では小黒委員からそこまでという話もあったんですが、今

回こちらの旧学校施設の使用条例においては使用可能な施設が屋内運動場とミーティングルームに限られているというところで、この辺がなぜここに限っているのかというところをお伺いいたします。

○委員長 沢田広志君 社会教育課長。

○社会教育課長 名久井 淳君 体育館とミーティングルームになぜ使用の部分が限られているかというご質問ですけれども、本条例の中で想定しています活動団体という部分は現在各校で活動している地域サークルを想定しております、その中では現在校舎を使用している団体というのがないものですから、1件ありますけれども、そこは新年度以降は活動しないということで回答をいただいておりますので、校舎は使用しない前提での条例となっております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 学校開放事業で今まで使っていた団体がこの後使えるようにというつくりなのかなと理解させていただきましたけれども、実は先日行われました砂川高校生との議会懇談会の中で、私は観光事業、イベントの部会というか、そのところで高校生と談話させてもらったんですが、その中で空き校舎の活用方法みたいな話題が出てきました、砂川は宿泊施設がないので、宿泊施設ができたらいいよねとか、アトラクションパークだとか、デジタルアートミュージアムのような最新技術が体験できる施設や何かに特化したゲームセンターのようなものができればいいよねという高校生から観光施設的なものの意見があったんですが、観光施設であればまたちょっと話は別なのかもしれないですが、そういうことをやるのに空き校舎のうち一つでも高校生を含む子供が企画する施設ができれば、同じ子供はもちろんのこと、若者や子供を持つ親も喜んでくれるのではないかというすごく前向きで楽しい意見が出てきました、そのほかにも砂川高校の授業の一環として生徒が地域のイベント等にもっと積極的に関わっていけるような取組ができたら地域の活性化にもつながるんじゃないかというご意見もいただきました。

本当に高校生も生き生きとそういうお話をされていたということもありまして、空き校舎をそういう高校の、学校教育活動の場なのかも知れませんけれども、一部は社会教育の活動とかリンクさせて使うことができればもっといろいろな展開があり得るのかなと思いますて、そうなると屋内運動場とミーティングルームだけではなく、空いている部屋があれば、いろいろな部屋が使えばもっと楽しいことができるのかなと思ったのですから、例えばそういう使い方をしたいという意見が出た場合にこの条例の範囲で対応が可能なのか、またそういうことを検討していくことは可能なのかというあたりをお伺いいたします。

○委員長 沢田広志君 社会教育課長。

○社会教育課長 名久井 淳君 空き校舎の活用についてというお話ですけれども、今のお話を聞きしますと旧学校施設だけのお話ではなくなるのかなとは考えますが、

条例の範囲内でもうご答弁させていただければ、一応条例の想定は先ほどもお話をしたとおり、あくまでも地域サークルの現在の活動を想定しております、先ほど学務課長からも答弁がありましたとおり、これまでの利用実績、これまでも学校校舎も使用できる形ではきておりましたけれども、利用実績についてはほとんどない状態で今までできているところです。条例上はそういう利用、活用については現在のところは想定してはおりません。

砂川高校から使用についての協議があった場合ということなんですかけれども、この範囲でできるかどうかについては、その協議の内容がまずどういった内容で協議されるかという部分を精査をした上で、市長部局とも協議して検討する形になろうかとは考えております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 先ほど言ったのは空き校舎の活用ということで高校生が考えてきて意見を言ってくれたんです。なのでということでお話をさせていただいたんですけども、学校の用途を廃止した施設の有効活用、市民の社会教育活動の場という、いろいろな意味合いを込めて今回こういう条例を出していただいているので、引き続きいろいろな広がりができるようそういう条例等の活用について検討いただければと思います。

終わります。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

この条例の中で定員について示してあります。砂川学童保育所について120人、そして空知太学童保育所について40人というところで示されていますが、この人数についてどのように決定したんでしょうか、伺います。

○委員長 沢田広志君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 令和8年度以降の学童保育の定員の人数についてですけれども、今回学校の再編に伴いまして学童保育も再編するということで検討してきている中で、検討した際のその時点での小学校の全児童数における学童の登録児童数の割合ですか、あとは全児童数が年々少しづつ減少していますので、そういったことも鑑みて定員を設定させていただいております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 定員については聞きましたけれども、現行と比べると非常に人数が少なくなっているようです。以前に制定されたものなので、仕方がないのかなどは思うわけなんですけれども、人数が非常に少ないと思われるんですけども、そういう点についてどのように考えていますか。

○委員長 沢田広志君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 今現在学童保育所の定員はそれぞれ40名ないし30名ということで設定をさせていただいております。その中で定員を超えている学童もあれば定員を大幅に下回っている学童もあるというところが現状となっております。それらを平均すると、12月1日現在の学童保育所の、これは通年利用です。1年間を通して利用されているお子さんということになりますけれども、全体で154名、空知太も含めてということになりますので、それ以外、短期は116名と多いんですけれども、短期の利用というものが1日平均にならすと市内全体で10から20というところもありますので、定員を減らした部分については許容できる範囲だと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今も定員をオーバーしている学童もあるというお話をしました。保育園とかでもやはり定員は決まっていて、定員より少し多く大変な方だったり入所できたりするわけなんですけれども、その点についてはどのように考えてていますか。

○委員長 沢田広志君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 学童の定員につきましては、おおむね40人以下という形である程度基準もあるわけなんですけれども、ただ一方面積基準というのもございまして、児童1人当たり1.65平方メートルといった基準が設けられておりますので、定員をある程度超えたからといって面積基準が超えることはございませんので、そういう部分では許容できる範囲だと考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 でも、やはり定員が決まっていると、ああ、もう入れないんじゃないかと思われる保護者の方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。まだ面積があるのであれば、なぜこんなぎりぎりにしてしまったのかなと私は思うわけなんです。大体年間1学年70名程度ですか、いるのにもかかわらず、これは全体で160人ですよね。特に1年生から3年生まで、ほかの地域でそれども、1年生の子が学童に入ることができずに保護者の方がおうちで待たせておくといった場合に玄関の戸をばあっと開けっ放しのまま外へ出ていっててしまったり、今そういう事例も聞いております。現在熊の問題とかでも、特に夏場が多いんですけれども、そういったところでほかの地域で熊が家の中に入ってきたとかあるじゃないですか。本当にそういう保護者の方が安心できるように、人数が決まっているとそういうものだと思ってしまうんです。

砂川市に私も移住してきたわけですけれども、砂川市に来たときに学童の利用料が非常に高くて下げるよう提案いたしました。皆さんに反対されたんですけども、その後すぐ学童利用料が下がりました。ずっといたら分からんんです。こんなものかなと思ってしまうんです。そうじゃなくて、いろいろな状況を見て、今回そういうふうに定員を決めたわけですけれども、本当にぎりぎりの定員なわけですから、今後仕事をされる方も増え

る、子供の人数は少なくなるけれども、仕事をされる方の人数、そしてフルタイムで働く方の人数は増える傾向にあるんです。これだけ物価高騰なんですから、働くを得ないんです。そんなところで保護者の方が本当は預けたいんだけれども、定員になっているから駄目なのかなと思うような定員設定をするのではなくて、今後も学童保育、今後2か所になるわけですけれども、保護者の方が利用しやすい学童保育になるように、今が最終決定じゃないですから、その都度いろいろ改定して行っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

8ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑はありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 ふるさと応援寄附金に要する経費なんですけれども、ふるさと応援寄附金の見込額について、まずお伺いします。

○委員長 沢田広志君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 ふるさと応援寄附金の見込額ということで、今年度の当初予算におきましては寄附額を約15億円程度ということで見込んで歳出予算を計上していたというところですけれども、今年10月末の段階で寄附額が当初の見込みよりもかなり好調ということで、先ほど議場でも提案説明しましたとおり、前年同時期に比べて約2倍ということでした。ただ、約2倍というのも9月末で各サイトのポイント付与が廃止されるということでの駆け込みの寄附があったものによるものですので、その反動がこれから今出始めているという部分でなかなか今後の動向が読めない、読みようがない状況ではあるんですけども、担当としてはこれまでの経過、動向を踏まえていければ寄附額が約17億円に迫るところまでいくのではないかと、過去最高額となる可能性が出てくるということで考えておりまして、それに対する歳出を組ませていただいたという状況にございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、返礼品、食料品とか様々カテゴリーがありますけれども、どういった部分の割合、構成割合です。それぞれの返礼品の構成割合についてお伺いします。

○委員長 沢田広志君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 今年度につきましては、これまでの傾向と変わらない部分もあるんですけども、内訳を直近の状況で申し上げますと、まず件数のベースでいきますと化粧品関係の事業者さん、こちらが約75%、革製品関係の事業者さんが約5%、お菓子関係の事業者さんが約4%、そしてお米の関係、この取扱事業者さん、これは複数社あるんですけども、お米ということでまとめさせていただきますと、お米の関係で約9%、こういった件数の内訳になっております。そして、金額ベースで申し上げますと、化粧品関係の事業者さんが約54%、革製品関係の事業者さんが約20%、そしてお菓子関係の事業者さんが約2%、そしてお米関係の取扱事業者さんが、これは先ほどと同じように複数社ありますけれども、合計で約21%という状況となっております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 私もいわゆるポータルサイトですか、何件か見たんですけども、特定の商品のカテゴリーなんですが、欠品が目立つ状況があったんです。先ほどの説明を伺っていると、いわゆる駆け込みで欠品が出ているのかなと想像はしたんですけども、この辺で何か事情を把握されているものがあればお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 サイトを見ていただくと欠品という部分が出てくる商品もあるかと思います。ただ、これはかなりリアルタイムといいますか、日々変動しているという状況にありますので、逐一その事業者さんと今在庫がここまでなので、ちょっと止めてくださいとか、そういったやり取りをしながらサイト掲載しておりますので、要因というとそれになってしまいます。ちょっと細かく言うことができないんですけども、リアルタイムに管理しながらサイト掲載をしているということでご理解いただければと思います。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、9ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑はありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 先ほどの商工関係費、中小企業等振興補助金の関係ですけれども、先ほどの提案説明を伺っていますと、いわゆる既存店舗の改修事業だと思うんですけども、具体的な内容についてお伺いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 それでは、具体的な内容でございます。こちらにつき

ましては今年度の6月の議会におきまして中小企業等振興条例を改正させていただきまして、修繕の部分に係る工事費相当額に係る20%相当のものを対象として、申請者として現在確定したものにつきましては1件ございますと。この修繕というものにつきましては、おむね外装の部分が劣化したもの、これに係る部分の改修をしたものが今回工事が確定して、金額も確定しましたので、流れ的にいきますと申請があつて、内容審査をして、そしてまず決定通知をした上で、金額が、工事費が確定した上で交付決定という流れになりますので、その金額が確定したことによって今回の補助額について計上させていただいたところでございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 今の答弁を伺っておりますと確定したものということありますから、確定していないものがまだ何件か、次回の定例会等でこれが出てくる予定だと理解してよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 委員さんがおっしゃるとおりでございまして、今相談の件数も含めてまだ決定していないもの、既にもう申請がなされているものでまだ金額が確定していないもの、こういったものがございます。こちらを随時計上させていただく予定としているところでございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 大体それが何件ぐらいかということだけ最後に伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 阿部範明君 現在申請がなされているもの、こちらについては2件を私としては記憶して、話を聞いているところでございまして、かつ相談の件数についても随時複数件ございます。ただ、そこについては流動的でございますので、まだ確定はしていないところで継続して審査を含めて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

続いて、4ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑はありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

先ほどの本会議でこの部分での質問がありまして、大体のことは分かったわけなんですけれども、予定として2月に入札というお話がありました。ということは、今回補正となつたわけなんですけれども、4月から開始するためには今回の補正が必要だったという、ぎりぎりが今回だったということなんでしょうか、伺います。

○委員長 沢田広志君 学校再編課長。

○学校再編課長 篠崎 強君 この時期に補正を提案した理由ということになろうかと思います。おっしゃるとおり、スクールバスは委託して行いますので、委託契約を締結した後に例えば業者側で仕様書を確認したり、マニュアルを確認したり、あるいはバスを実際に乗ってみたりという準備が一定期間必要になりますので、契約するのは2月頃を想定しておりますので、その前に予算化する必要があったというのが1つで、もう一方でもっと早く予算を提案できなかったのかということかと思いますけれども、令和8年度以降のスクールバスでは学校の行事にもできるだけ多くスクールバスを使おうと考えておりますので、これまで小中一貫教育推進委員会の協議などを通じて時間をかけて行事の予定を考えてきたわけなんですけれども、ある程度行事の予定が見えてきましたので、これまでそれだけ時間がかかったので、この時期の補正になったということでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 分かりました。

それと、本会議の中で何社かというお話をありました。そういったところで何社にわたるということになりますと、本会議の中でもありましたけれども、連携が非常に大事になってくると思います。そして、今回新たに、今走っているバスはあるわけですけれども、ほとんどスクールバスの乗務経験がない方が運転されるということも考えられます。そういう場合、学校ではあんまりないんですけども、保育園、幼稚園とかでは子供が車の中に残されて熱中症になってしまったり、中には亡くなった方もいらっしゃいます。そういうところで、私は保育士とか学童とかの仕事をしていたんですけども、必ず人数確認というのが非常に大事で、常に人数確認を行っているんです。本当に人の命を預かるということです。スクールバスもそうなんです。ですから、本当に見回り、そういう部分も今回のスクールバス、こうやって入札も行うわけなんですけれども、経験されている方が非常に少ないのではないかと予測されるわけなんです。だから、そういうところを教育委員会が責任を持ってというか、そういう指導とか、研修とか、乗り降りとか、死角の問題もあります。委員会でも伝えたことがあるんですけども、子供たちも初めてバスに乗るわけです。中学生は今経験がありますけれども、教えてあげる上級生が非常に少ないというところで、そして運転される方も初めてということになると本当に分からぬことだらけで、走らせてみていろいろ問題点なり、もし何もなかつたからといって安心するのではなくて、今後もいろいろなことを想定して研修を行ったり、そして各社と連携してぜひ子供たちの命を大事に、運転されている、仕事をされている方の命ももちろん大事です。そういうところで全体の安全を本当に考えていただいて取り組んでいっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 他にご発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

続いて、歳入に入ります。7ページについて質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 沢田広志君 以上で本委員会に付託されました議案第2号及び第3号、議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第13号、議案第11号、議案第1号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午後 2時35分

委員長